

遠軽町ネーミングライツパートナー募集要項（公募型）

1 目的

町の所有する施設（以下「施設」という。）への愛称を付す権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与された事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からの対価により新たな財源を確保し、持続的な施設運営を図ることを目的とします。

2 公募型によるネーミングライツの概要

ネーミングライツは、町との契約により施設の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与することで、宣伝などの効果のほか社会貢献によるイメージアップが期待されます。

公募型とは、町が選定した施設について、ネーミングライツパートナーを募集するものです。

3 募集対象施設

施設名	えんがる多目的広場
所在地	遠軽町東町1丁目6番地3
設置目的	住民の心身の健全な発達及び体育活動の普及振興を図るため、遠軽町体育施設（えんがる球技場）を設置する。
施設概要	・天然芝多目的球技場 ・主な用途：陸上競技場1周400m、サッカー場1面、ラグビー場1面 ・付帯施設：駐車場ほか ・年間利用者数「10,081人」 ※令和7年度実績 ※施設写真は別紙参照
契約期間	令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
ネーミングライツ料	年 210,000 円以上 ※物品の納入や役務の提供によることも可能です。
愛称の提示が想定される場所	管理上支障のない範囲で、ネーミングライツパートナーと協議の上、決定します。

4 愛称の付与

愛称には、法人名又は商品名等を含めることができます。ただし、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称は、施設にふさわしく、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものを提案してください。
- (2) 次のいずれかに該当する名称は、ネーミングライツ事業の愛称として使用することはできません。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治性があるもの
 - オ 宗教性があるもの
 - カ 社会問題についての主義主張

- キ 個人又は法人の名刺広告
- ク 美観風致を害するおそれがあるもの
- ケ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- コ 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- サ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- シ 比較広告
- ス 懸賞広告及びクーポン付き広告
- セ その他町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められるもの

- (3) 愛称は、条例、規則等で定めている施設の名称の変更を行うものではありません。
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中は、法人名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更は原則としてできないものとします。

4 ネーミングライツ料及び契約期間

ネーミングライツパートナーは、町に対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払うこととし、金銭又は施設で使用する物品の納入や役務の提供で行うことが可能です。

ネーミングライツ料は、年度ごとに一括納入を基本とし、契約期間は3～5年とします。

5 ネーミングライツパートナーのメリット

- (1) 町との協議を経て、施設に既に設置されている案内看板等の表示を、愛称を付与したものに變更することや新たなものを設置することができます。
變更や設置に伴い法的手続き等が必要な場合は、原則としてネーミングライツパートナーが負うものとします。
- (2) 施設のネーミングライツを付与されていることを、ネーミングライツパートナーのホームページや出版物等で広報することができます。
- (3) 施設の看板や座席、施設壁面等に社名や広告を掲出することができます。
- (4) 施設の受付窓口や書類ラック等にネーミングライツパートナーの販売促進物品等のチラシやパンフレット等を頒布することができます。
- (5) 町は、広報紙やホームページ等において原則として愛称を使用し、積極的に愛称の定着に努めます。なお、愛称とともに、町が条例で定めている名称を併記する場合があります。
- (6) 上記のほかにも提案による新たなネーミングライツパートナーのメリットを協議により追加できます。
- (7) ネーミングライツパートナーは、施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

6 ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、基本的に次のとおりとします。

区分	町	ネーミングライツ パートナー
敷地・建物における看板等の表示に伴う費用		○
契約期間終了後又は契約解除時の原状回復に伴う費用		○
町の印刷物やホームページ等の表示の費用	○	

7 応募資格

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人又はその他の団体であって、個人でないこと。ただし、遠軽町ネーミングライツ事業実施要綱第9条に規定する業種又は事業者は応募することはできません。

8 申込手続き

(1) 申込書等

- ア 遠軽町ネーミングライツ申込書（様式第1号）
- イ 法人の概要を記載した書類
- ウ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- エ 法人の登記事項証明書
- オ 最新年度の事業計画書
- カ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- キ 直近1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税並びに町税を滞納していないことを証明する書類

(2) 募集期間

令和8年5月15日（金）から令和8年7月15日（水）まで

(3) 提出部数及び提出方法等

各1部を持参、郵送又はメールにより提出してください。持参の場合、午前9時から午後5時30分まで（土日祝日を除く。）となります。

(4) 提出先

〒099-0403 北海道紋別郡遠軽町1条通北2丁目3番地45
遠軽町教育委員会教育部社会教育課社会体育担当
E-mail: shakyo@engaru.jp

(5) 留意事項

- ア 提案に当たり必要な経費は全額応募者の負担とします。
- イ 提案書等は返却いたしません。また、情報公開条例に基づき開示することがあります。

10 選定方法

町が設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、ネーミングライツ料、契約期間、愛称などを総合的に審査し、優先交渉権者を決定します。応募者が1者の場合も同様に審査し、優先交渉権者を決定します。

また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

審査委員会による選定結果は、文書で通知します。

11 決定及び公表

優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設名、ネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

なお、優先候補者との協議において合意の可能性がないと町が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、複数の候補者がいる場合は優先交渉順位に従い、契約締結に向けた協議を行うものとしします。

12 契約の解除

契約締結後、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、町は契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

13 問い合わせ先

遠軽町教育委員会教育部社会教育課社会体育担当

TEL：0158-42-2191（直通）E-mail：shakyo@engaru.jp

FAX：0158-49-2566

施設写真

